

赤穂市地域公共交通会議第 1 回分科会 議事概要

日 時	平成 25 年 2 月 19 日 (火) 14 : 00 ~ 15 : 20		
場 所	赤穂市役所 6 階 第 2 委員会室		
出 席 者	委 員 6 名 木村委員長、清山副委員長、有吉委員、柴原委員、 西川委員、村上委員 ※ 委員長、副委員長を除き 50 音順 委員外説明員 大前(株)ウエスト神姫赤穂営業所長 会 長 明石副市長 事務局 7 名 高山市長公室長、東南企画広報課長、平野係長、宮本主査、 安部地域活性化推進担当参事、永石観光担当課長、田渕事務員		
次 第	1. 委員等紹介 2. 委員長及び副委員長の選出について 3. 調査・審議事項 i) ゆらのすけに関する要望等について ii) ゆらのすけの増便計画(案)について iii) ゆらのすけ運行基準について		
公開・非公開	公開	傍 聴 者	2 名
会議資料	① 赤穂市地域公共交通会議 分科会委員名簿 ② 委員長及び副委員長の選出について ③ 赤穂市地域公共交通会議分科会規程 ④ 赤穂市地域公共交通会議分科会 会議規程 ⑤ 調査・審議事項にかかる資料(別添)		
審議結果等	1.2. 委員等紹介、委員長及び副委員長の選出について 平成 24 年 1 2 月 2 6 日開催の第 1 回赤穂市地域公共交通会議(以下「全体会議」という。)で指名された委員 6 名から分科会規程に基づき、互選により、委員長には赤穂市地域公共交通会議副会長の木村委員(赤穂市自治会連合会)、副委員長には清山委員(赤穂市女性団体懇話会)を選出した。		
	3. 調査・審議事項 全体会議で決定された次の事項について確認をした上、ゆらのすけ増便計画(案)等について分科会で協議を行うこととした。		
	① 圏域バスの未利用日(月曜日、水曜日、金曜日)の 3 日間を「ゆらのすけ」の増便に充てる。		
	② 「ゆらのすけ」の増便決定は、圏域バスの本格運行の決定後とする。		
	③ 運行計画は分科会において検討し、改めて全体会議に諮る。		

i) ゆらのすけに関する要望等について

これまで市に寄せられた自治会や市議会からの要望事項について整理を行うとともに、各委員からも意見を聴取し、その方向性について協議を行った。

※要望事項(①～⑧)は「分科会資料1ページ」のとおり

要望事項に関する主な意見は次のとおり。

①尾崎密集地への乗り入れに関し、路線の変更を考える際は、住民の高齢化も考慮して検討してもらいたい。

→(バス事業)安全面など課題をクリアしながら、検討していきたい。

②(特に意見はなかった)

③路線バスのダイヤ変更で対応とあるが、どのように対応するのか。

→(バス事業)時間を変更することで利便性が高まるのであれば検討したい。

→(委員長)現行ダイヤを維持するとともに、更に利便性が高まるよう対応して欲しい。

④千鳥地区と同じ対応をしてもらいたい。

⑤橋が狭いので、運行できないことは、安全面から仕方がない。

⑥⑦ 新たなルートを検討するということだが、コミュニティバスの運行はタクシー事業者にとってはマイナスでしかない。経営努力も限界である。タクシーも公共交通として活用する方法についても検討して欲しい。今回提案されるルートは国道のバス停から遠くなく、歩いても行ける距離ではないか。

→(バス事業)国道北側は一部不便地帯があり、それを解消する効果がある。

→(委員)高齢者にとって、あの距離を歩くのは大変ではないかと想像する。

→(タクシー事業)タクシーは家の前まで行けるなど、必要なときに必要なところへ行けるメリットがある。

→(委員長)タクシーについては今後具体的に検討する必要がある。今は、ゆらのすけの増便計画を検討していくこととしたい。

→(タクシー事業)他の市町では利用者が少なくなり、また費用負担が大きくなったバスを廃止しているところもある。廃止できることを決めておいた方が良いのではないか。

→(事務局)その考え方のもと、この後に運行基準を提案させていただくこととしている。

→(委員)今後の高齢化を考えると、バスを必要とする人は増えるのではないか。

最終決定は全体会議で行うので、この分科会では提案事項を協議することでいいのではないか。

→(委員長)方向性のとおりに提案を受け、協議結果を全体会議に報告する。

⑧民家が並ぶところは、ゆらのすけの運行だけで道がいっぱいになってしまう。要望の内容については理解できるが、安全性を考えると無理ではないか。

ゆらのすけに関する要望等の方向性について確認された。なお、タクシーによる利便性向上の具体案を今後検討することとした。

	<p>ii) ゆらのすけの増便計画（案）について</p> <p>東備西播定住自立圏圏域バス本格運行決定後のバスを利用した増便計画について、「市民病院～赤穂駅北経由～みどり団地ルート」の新設と既存ルートの増便等について協議を行った。</p> <p>※ゆらのすけ増便計画（案）は「分科会資料 10～13 ページ」のとおり要望事項に関する主な意見は次のとおり。</p> <p>（委員長）荒神社～三本松のところは通学路で、朝 8 時 30 分までは車が入れないようになっているが、大丈夫か。</p> <p>→（事務局）事前に確認をさせていただき、ウエスト神姫とは 8 時 30 分まで区域外で待機をする形でダイヤを作っている。</p> <p><u>ゆらのすけ増便計画（案）について確認された。</u></p> <p>なお、本日提案された計画案については、次回の第 2 回分科会で改めて協議することとした。</p> <p>iii) ゆらのすけ運行基準について</p> <p>※ゆらのすけ運行基準（案）は「分科会資料 14～15 ページ」のとおり</p> <p>運行（見直し）基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆基準 全ルートの 1 便あたり利用者数 4 人以上/便 ◆考え方 兵庫県コミュニティバス・アセスメント指針に基づく ◆判定期間 10 月～9 月（1 年間） ◆基準を下回った場合：基準を下回るルートの見直しまたはデマンド型を検討する。 <p><u>ゆらのすけ運行基準については、特に意見はなく、原案のとおり了承された。</u></p> <p>なお、全体会議へは 2 月 21 日～3 月 6 日の日程で行う書面協議により諮り、承認後、兵庫県へ提出するものとする。</p>
<p>次回日程及び 開催場所</p>	<p>平成 25 年 3 月 12 日（火）14：00～ 赤穂市役所 6 階 第 2 委員会室</p>